大勲位菊花大綬章及副章製式ノ件

太政官達第九十七号明治十年十二月二十五日

改正 大正一〇年 四月二六日勅令第一四六号

昭和一一年 五月一九日同 第 六五号

平成一四年 八月一二日政令第二七七号

官院省使府県

(引予) 右相達候事 明治九年中欽定ノ大勲位菊花大綬章及副章製式別冊ノ通ニ候事

(別冊)

綬	章	
紅	テ飾ル	大勲
紫	菊花菊葉ノ形	位菊花大綬
織	ラ以	章
無經	菊葉ノミ	副
· 授	形ヲ以テ飾ル章 二重光線及な	-
	菊 花	章

附 則(昭和一一年五月一九日勅令第六五号)

①本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

②従前ノ略綬ハ当分ノ内仍之ヲ佩用スルコトヲ得

附 則(平成一四年八月一二日政令第二七七号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成十五年五月一日から施行し、改正後の規定

から適用する。は、平成十五年十一月三日以後の日付をもって授与される勲章

(経過措置)

いては、改正前の規定は、なおその効力を有する。成十五年十一月二日以前の日付をもって授与される勲章につ2 この政令による改正前の規定により授与された勲章及び平